

階上町障害者活躍推進計画

機関名	階上町、階上町議会、階上町監査委員、階上町選挙管理委員会、階上町農業委員会、階上町固定資産評価審査委員会及び階上町教育委員会
任命権者	階上町長、階上町議会議長、階上町代表監査委員、階上町選挙管理委員会委員長、階上町農業委員会会長、階上町固定資産評価審査委員会委員長及び階上町教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
階上町における障害者雇用に関する課題	本町においては、障害者の採用に力を入れて取り組んできたが、法定雇用率の引き上げや退職等もあり、令和6年6月1日時点で法定雇用率を達成していない。 今後も法定雇用率の引き上げが予定されており、更なる体制整備や各種取組を実施し、計画期間中の法定雇用率達成を目指す必要がある。
目標	
①採用に関する目標	各年6月1日時点の法定雇用率以上の達成。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規に採用した障害者、新たに障害となった職員及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

	○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。